

大阪市告示第959号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年7月3日

大阪市長 横山英幸

次の道路上にある物件は、道路法第43条第2号の規定に違反するので、令和6年7月17日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

種 類	場 所
自動二輪車 (ヤマハ 灰色)	中央区島之内2丁目8番先
普通自動車 (ニッサン 銀色)	東成区大今里2丁目9番先

(建設局総務部管理課)